

基本要件適合性チェックリストの改正(6基準)について(薬生機審発0920第5号:令和4年9月20日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指 定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第3-21	1 眼科用超音波画像診断装置
改正	別表第3-22	1 超音波式角膜厚さ計
改正	別表第3-23	1 超音波眼軸長測定装置
改正	別表第3-24	1 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置等 2 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置
改正	別表第3-321	1 電動式ケラトーム
改正	別表第3-611	1 房水・フレアセルアナライザ